

# 総合口座

平成24年8月3日現在

商品名	総合口座
-----	------

販売対象	満20歳以上の個人の方
------	-------------

※本商品は、「普通預金」（又は「無利息型普通預金」）と「定期預金」の複合商品となっています。詳しい内容につきましては、普通預金商品概要説明書（又は無利息型普通預金商品概要説明書）及び定期預金商品概要説明をご参照ください。

しくみ	普通預金（又は無利息型普通預金）の残高が不足した場合、不足額については定期預金を担保に自動借入ができます。普通預金（又は無利息型普通預金）にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
担保の種類	〔定期預金〕 スーパー定期・大口定期・自由金利型期日指定定期・変動金利定期・利息分割受取型定期
自動借入れの限度額	預金合計額の90%（最高300万円）
お借入利率	担保定期預金の約定利率+0.5%
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	各預金の規定に従います。
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボード又は窓口へご照会ください。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合口座で取扱う預金（無利息型普通預金を除きます）は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます）</li> <li>無利息型普通預金は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
その他参考となる事項	商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。